

# CREATOR'S VILLAGE in JFW-IFF

www.senken-ex.com



## 出展に際してのご説明

### クリエイターズビレッジ in JFW - IFF

個性豊かな新進クリエイター及び  
新興ブランドを集積したゾーンです。

クリエイターズビレッジ (CV) は、事業規模の小さなクリエイターの活動を、サポートすることを目的に、2002年1月展のIFFのなかでうぶ声を上げました。

出展者のなかには、CVのステージで力をつけ、海外の展示会に出展したり、東京コレクションに参加したり、ショップを持ったりしたブランドが多数あります。

デビューしたばかりのクリエイターから企業内デザイナーまで、企業規模にあった複数の出展タイプを用意しています。

是非、CVを活用し、飛躍してください。

2011年1月26日(水)～1月28日(金)

10:00～18:00(最終日は17:00まで)

東京ビッグサイト

- 主 催：織研新聞社 (JFW 推進機構連携事業)
- 入 場 料：無料
- 来場予定数：業界関係者 28,000人

#### 出展までのスケジュール

1

2010年8～9月

出展申し込み

申込書、小売価格(税込)を記入した商品写真10点、デザイナーのプロフィール(A4サイズ以下)、ご担当者様のお名刺を織研新聞社 JFW - IFF 事務局宛に送付してください。



2

2010年10月

申し込み締め切り

出展申し込み締切日：2010年10月29日(金)

※10月8日(金)より随時審査を開始いたします。

- 審査は、CV審査委員会が行い、個別に合否をお知らせします。
- 合否の理由に関する問い合わせには、応じられませんので予めご了承ください。

→出展審査後、出展確定通知、請求書を事務局より発送いたします。

[Webカタログの登録]

事務局より送付する出展者専用ウェブサイト(Webカタログ)のログイン情報にて、Webカタログの登録をさせていただきます。



3

2010年11月

出展者説明会

東京、大阪にて開催いたします。  
出展の手引きを配布し事務的な説明を行います。



4

2010年12月

各種申請書類の提出

出展の手引きに記載の各種申請書類(施工、電気工事、宿泊など)を必要に応じて提出していただきます。



5

2011年1月

JFW-IFF 会期

2011年1月26日(水)～1月28日(金)

#### 出展条件

- ① オリジナリティとクリエイティビティが認められるブランドであり、審査に合格すること。
- ② 出展者(法人または個人事業主として)の年商が次ページ別表の通りであること。(※年商について、虚偽の申告があった場合は、違約金が発生しますので、ご注意ください。)
- ③ 出展規定および出展規約を遵守すること。

#### 申込書記入注意点

Application Form Filling in Notes

- 出展者名原稿用紙記載の「出展者名」は、フロアマップのインデックスなど各種印刷物に掲載させていただく表記になります。会社名もしくはブランド名などをご記入ください。記載がない場合、ブランド名を自動的に反映させていただきます。
- 出展小間タイプの出展条件を必ずお守りください。出展条件を満たしていない場合、事務局で自動的に該当タイプに直させていただきますことがございます。
- 年商欄は必ずご記入ください。法人の方は法人の年商を、個人事業主の方はその収入を、会社を設立して1年未満の方はゼロをご記入ください。
- 1社1小間単位とし、0.5小間、1.5小間などの申込みはできません。
- C、D、Eは1社2小間まで申し込みいただけます。

[お問い合わせ先]

織研新聞社 JFW - IFF 事務局 〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 31-4  
Tel. 03-3639-8030 Fax. 03-3639-8031 www.senken-ex.com/iff

出展小間タイプ	A・B	C	D	E
スペース	 4.5㎡ (3m×1.5m)	6㎡ (3m×2m) スペースのみ	9㎡ (3m×3m) スペースのみ	
出展料金 (税込)	<b>210,000 円</b> 但し、会社としての CV 出展回数が 3 回目までの場合は <b>157,500 円</b>	<b>231,000 円</b>	<b>315,000 円</b>	<b>388,500 円</b>
年商	<b>2,000 万円未満</b>	<b>1 億円未満</b>		<b>1 億円以上</b>
付帯設備	バックパネル (高さ 2.4m× 幅 0.9m) 1 枚 ハコゲンライト 2 本、カーペット、社名板 ※ 電源工事費、電気使用料含む ※ 付帯設備のバックパネル以外の壁面設置は認められません。	付帯設備は一切ありません。 壁面、カーペット、電源工事、照明などは各出展者でご用意ください。 出展者説明会で配布する手引き、ディスプレイ案内を参考にしてください。		

▼ 出展料のお支払い

出展確定後、出展確定通知および請求書を送付いたします。請求書記載の指定日までに主催者指定口座に出展料をお振り込みください。指定された期日までに出展料をお支払いいただけない場合は申し込みを取り消させていただきます。なお、振込手数料は出展者側が負担するものとします。

▼ 出展の変更または取り消し規定について

既に申し込まれた小間に対する変更または取り消しについてはすべて文書にその理由を明記し、主催者の承認を得てください。出展確定後の変更・取り消しについては以下の取り消し料を申し受けます。

- (1) 2010 年 10 月 29 日 (金) から 2010 年 12 月 25 日 (土) まで: 小間料金の 50%
- (2) 2010 年 12 月 26 日 (日) 以降: 小間料金の 100%

※ 出展者が上記相当金額を未だ支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。  
※ 出展者が既に支払った金額が上記相当金額を超えている場合は超過分を主催者より返金いたします。

交換プログラム

CPH Vision コペンハーゲン  
MARGIN ロンドン  
MI Milano pret-a-porter ミラノ

JFW インターナショナル・ファッション・フェアは、海外展示会と CV 出展者の交換プログラムを実施しています。デンマーク・コペンハーゲンの「CPH ビジョン」、ロンドンの「マージン」、イタリア・ミラノの「ミラノプレタポルテ」との交換です。希望者は CV 出展申込書の出展希望展示会欄にチェックしてください。(応募は 2 件まで可とします。)  
※ 出展申込み切を過ぎた場合はエントリーできない可能性があります。

〈無償提供されるもの〉

- ① 出展料金 ② 基本什器と基本施工 (展示会により異なります)
- ③ 照明 (照明用電気使用料を含む)

〈出展者負担〉

- ① 渡航費 ② 宿泊費 ③ 通訳 ④ 海外旅行保険
- ※ 海外展への出展決定後、各主催者との連絡は、出展者自身が行うものとします。(連絡言語は英語となります。) 各主催者・出展者間の通信における JFW-IFF 主催者・事務局からのサポートは原則ありません。
- ※ 各展示会には、2011 年秋冬商品で出展いただけます。
- ※ 渡航、宿泊、通訳などの手配は、各自で行っていただきます。
- ※ 出展確定以降の出展辞退は受け付けておりませんので、予めご了承ください。

〈開催日〉

- CPH Vision コペンハーゲン  
2011 年 2 月 3 日 (木)~5 日 (土)  
JFW - IFF のカジュアルゾーンと CV を併せたような展示会で、派遣デザイナーの上限は 3 名です。
- MARGIN ロンドン  
2011 年 2 月中旬  
CV と比較すると、カジュアルテストの強い展示会で、派遣デザイナーは 1 名です。
- MI Milano pret-a-porter ミラノ  
2011 年 2 月 25 日 (金)~28 日 (月)  
婦人服の大きな展示会の中のヤングデザイナーズゾーンに 1 名を派遣します。  
※ 展示会の日程は変更される可能性がありますので、ご注意ください。

小間造作

小間造作に関わる費用


C・D・E タイプの出展料金はスペースのみの料金です。仕切り壁やパーティションなどは、各出展者にご用意いただけます。出展を決定する際に総予算として必要な金額を算出していただく参考として、いくつかのパッケージブース例をご案内いたします。

詳しくは、11 月開催の出展者説明会にて配布いたします資料をご覧ください。

パッケージブース例 出展者説明会にてカタログを配布いたします。

Basic Plan [1 booth]


自由な発想を生かすため、最低限必要なものを用意した基本的なプラン。

	システム壁面	一式
	カーペット (色の選択が可能です)	一式
	木工パネル (社名サイン・表具共/表具のデザインは選択が可能です)	一式
	アームスポットライト	3 灯
	コンセント (700W)	1 個
	一次側幹線工事費用 (1kW)	一式
	6㎡	合計金額 ¥105,000 (税込)
		カラー壁面施工 ¥144,000 (税込)
	9㎡	合計金額 ¥125,000 (税込)
		カラー壁面施工 ¥185,000 (税込)

※イメージ図は 9㎡です。

Wood Plan [1 booth]

壁面をすべて木工で製作するプラン。壁面への釘打ちなども可能。

	木工壁面 (色の選択が可能です)	一式
	カーペット (色の選択が可能です)	一式
	木工パネル (社名サイン・表具共/表具のデザインは選択が可能です)	一式
	アームスポットライト	3 灯
	コンセント (700W)	1 個
	一次側幹線工事費用 (1kW)	一式
	6㎡	合計金額 ¥205,000 (税込)
	9㎡	合計金額 ¥250,000 (税込)

※イメージ図は 9㎡です。

- 電気容量がパッケージブースに含まれている 1kW を超える場合は、1kW=11,970 円 (税込) の追加料金がかかります。
- パッケージブースを利用せず、照明やコンセントのみを使用する場合は 100V/1kW=11,970 円 (税込) の電気使用料金がかかります。

オプション備品例 出展者説明会にてカタログを配布いたします。

□ シングルハンガー	2,835 円 /1 台 W900 x D450 x H1100 ~ 1800
□ シェルフ	15,750 円 /1 台 W1090 x D400 x H700 ~ 1180
□ カフェスツール	3,150 円 /1 脚 φ410 x SH440
□ 丸テーブル (白)	4,200 円 /1 台 φ600 ~ 750 x H600

# JFW インターナショナル・ファッション・フェア出展規約

## 1. 出展申し込みと契約の成立

出展希望者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申し込み方法に従って必要書類を主催者（織研新聞社）あてに送付してください。主催者はこれを審査の上、展示会の主旨に適合するものと考えられる出展物を展示する出展希望者に対してのみ、「出展確定通知」と「請求書」を発行いたします。出展者と主催者との出展契約は、この「出展確定通知」を送付した時点をもって成立するものとします。なお、申し込み小間数は、1小間単位とし、0.5小間や1.5小間などの申し込みはできません。

## 2. 出展料の支払い

出展者は「請求書」に記載の指定日までに、出展料の支払いを完了するものとします。指定された期日までに出展料の入金が確認されない場合は、出展契約を取り消すことがあります。国や地方自治体などの助成金を活用して出展する場合、助成金の交付が展示会開催後であっても、出展料は全額を開催前に支払うものとします。

## 3. 出展の変更・取り消し

出展の取り消しまたは出展申し込みの際に申し込んだ展示スペース（以下、「小間」といいます）の変更については、すべて文書にその理由を明記し、主催者に提出してください。出展確定後の取り消し・変更については、書面の主催者への到達日が、以下の期間に当たる場合、取り消し料を申し受けます。

(ア) 最終申し込み締切日から展示会初日より30日前まで：出展料の50%

(イ) 展示会初日から起算して29日前から展示会当日：出展料の100%

出展者が、上記相当金額を取り消しの時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。出展者が、変更および取り消し時点で支払い済の金額が上記区分による金額を超えている場合、主催者は超過分を返金するものとします。

## 4. 団体出展およびグループ出展

(1) 団体出展とは既存の団体の構成企業が複数で出展することを指します。また、グループ出展とはJFW-IFFの出展を目的とし、一時的にグループを作った複数の企業が出展することを指します。

なお、いずれも、団体代表またはグループ代表企業一社が運営事務局および運営協力会社などの連絡窓口となり、申し込み手続き、出展料の支払いなどを一括して行うものとします。

(2) 団体出展・グループ出展ともに、出展規模が4小間以上の場合は、単独出展扱いとして出展料が、割引の対象となります。

(3) 団体出展・グループ出展ともに、一社あたりの出展規模が1小間に満たない場合、公式カタログなどの紹介枠は、出展小間数を上限とし、掲載内容に制限が生じます。

(4) JFW-IFF内のクリエイターズビレッジは、団体出展・グループ出展することはできません。

なお、コーディネーターゾーンについては、別途、内規を設けます。

## 5. 招聘保証

主催者はいかなる理由があっても、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展者に対して発行しないものとします。

## 6. 査証の取得

海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展者の責任において作成、手続きを行ってください。この書類作成については、主催者は、「出展確定通知」以外の書類を発行しないものとします。

また、日本国大使館または領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

## 7. 小間の転貸などの禁止

出展者は、契約した小間を主催者の書面による承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

## 8. 小間位置の決定

小間の位置は主催者が決定します。一度決定した小間位置に対する異議申し立てはできません。小間割り発表後も主催者が必要と判断した場合、小間割りを変更することがあります。なお、小間位置を不服として出展の取り止めを申し出た場合も、書面による通常の手続きを必要とし、規定の取り消し料を申し受けます。また、その際出展者は小間位置の変更に対する損害賠償の請求はできません。また、小間位置の決定の際に出展回数、出展小間数は必ずしも参考にはいたしません。

## 9. 小間の使用方法

(1) 宣伝・営業活動はすべて小間の中で行われるものとして、小間以外のスペースを使用するの宣伝活動はできません。また、出展者は、宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。

(2) 出展者は他の小間に隣接している場所では、隣接する小間を妨害するかたちで自社の小間を施工しないことに同意するものとします。隣接の小間から苦情が出た場合、主催者は展示会運営上小間の装飾に変更が必要であるかどうかを判断します。主催者が変更を必要と認めた場合は、出展者はその判断に同意し、装飾の変更を行ってください。

(3) 装飾物の高さは、後日主催者から「出展の手引き」により通知される範囲内で行われるものとして、装飾物などはいかなる場合も割り当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。

(4) 出展者は、特に主催者が許可した場合を除いて、会場内で販売行為を行ってはいけません。

(5) 主催者は、その音・操作方法・材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場からみて、展示会の目的に適合しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人・物・行為・印刷物および主催者が問題があると考えられる性質のものすべてに及ぶものとします。

(6) 出展者は(5)の制限または撤去を行ったことによる費用を負担するものとします。また、その際これらの変更・制限によって生ずるすべての損失・損害に関し主催者に対して損害賠償を請求することはできません。

## 10. 出展品目・条件

(1) 出展品目は出展申込規定に定められた出展品目に限定されるものとします。高価な宝石・宝飾品は全ゾーンとも出展できません。

また、出展品目であっても、出展審査委員会が不合格と判断した場合は出展できません。

(2) ①国内出展者の出展品は自社オリジナルブランドまたはライセンス・輸入などの契約ブランドとします。なお、並行輸入品は出展できません。また、海外出展者の出展品は自社のオリジナルブランドとします。

②自社（出展者）が生産の一部にかかわったものを出展する場合は、その生産品の最終生産者もしくは販売権を持つ企業の承諾を必要とします。

(3) 主催者は、前各項の規定に違反する出展がなされていると認められた場合には、当該出展品の撤去を求めることができます。なお、出展者が主催者の指示に応じない場合は、出展契約を解除することがあります。

## 11. 保証条項

出展者は主催者に対し、JFW-IFFの出展品またはこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

## 12. 出展者の義務

(1) 出展者は主催者に対し、自己のJFW-IFFの出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、JFW-IFFの正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。

(2) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

## 13. 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出展者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負わないものとします。

## 14. 出展物等の設置および撤去

(1) 出展物等の会場への搬入と設置は、後日主催者からの「出展の手引き」により通知される時間内に行われるものとして、小間内の出展物設置は、開会の前日午後6時までに完了されなければならないものとします。出展者が開会の前日午後6時までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、主催者は、出展料の返金はいたしません。

(2) 会期中の出展物の搬入、移動、搬出の際は、出展者は、必ず主催者の承認を得た後にその作業を行うこととします。

(3) 小間内の出展物および装飾物等は、会期最終日午後10時迄に撤去されなければならないものとします。その時までに撤去されないものは出展者が所有権を放棄したものとみなし、主催者が撤去します。撤去費用は出展者の負担とします。

## 15. 契約の解除

(1) 主催者は出展確定通知を発行した後も出展者に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することがあります。

① 指定された期日までに出展料の支払いがなされない場合。

② 規約7項ないし9項の小間の使用方法等に関する規定に違反し、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合。

③ 規約10項（出展品目・条件）に違反する行為がある場合。

④ 出展者の出展品が規約11項の保証条項に違反するものであることを認定する司法機関の判断がなされた場合。

⑤ 規約12項の事態において、紛争が適切に解決されず、JFW-IFFの正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがある場合。

⑥ 出展物に限らず、取り扱い商品に不当な表示などが認められた場合。

⑦ その他、JFW-IFFの正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。

(2) 主催者は前項の解除通知がなされた場合、出展者は以下の事項を異議なく承認するものとします。

① JFW-IFF開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに自己の費用で出展物を撤去して、小間を現状に復すること。

② 主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。

③ 解除の原因となる義務違反行為により主催者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。

④ 出展者が解除に応じなかったことに起因して主催者が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償を補償すること。

(3) 主催者は、本項（1）の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行する公式カタログ、会場内掲示について出展者の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

## 16. 損害賠償

(1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

(2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。

① 出展者のJFW-IFFの出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展者とともに被告とされた場合を含む）。

② ①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展者の意思に拘束されないものとします）。

## 17. 展示会の開催中止

主催者は、地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない不可抗力により、展示会開催を延期または中止することがあります。中止の場合は、出展料から必要経費を差し引いた残金を返却します。これ以外に出展者側の発生した経費については補償いたしません。

## 18. 規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これらを遵守することに同意するものとします。さらに、出展者は主催者が定めるすべての規約・規定等を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

## 19. 準拠法

本契約の準拠法は、日本法とします。

## 20. 使用言語

本契約の使用言語は、出展者が日本所在の企業である場合は日本語とし、それ以外は英語とします。

## 21. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

補足：出展確定の場合、出展申込書に「出展確定」と押印し、そのコピーを送付いたします。このコピーを「出展確定通知」とします。



各位

クリエイターズビレッジ（CV）は、事業規模の小さなクリエイターの活動を、サポートすることを目的に設けられましたので、事業主の規模により、エントリーいただけるタイプに制限を設けさせていただいております。

CVのA・B・C・Dタイプに出展を希望される場合は、下記の誓約書に、法人または個人事業主としての年商総額を記入の上、法人の場合は代表印を、個人事業主の場合は実印を捺印ください。

法人や事業を立ち上げて1年未満の方は年商欄に「0」をお書きください。

年間売上額が少額のブランドでも、年商総額が1億円を超える法人に所属するブランドは、Eタイプにエントリーください。

Eタイプにエントリーされる場合、誓約書の提出は不要です。

※ 誓約書は、JFW-IFF 会期後に廃棄いたします。

## 誓 約 書

2010年 月 日

JFW - IFF 事務局御中

JFW - IFF2011年1月展の「クリエイターズビレッジ」に出展するにあたり、前年度の法人または個人事業主としての年商総額が、以下の金額であることを誓約します。

円

上記記載内容に虚偽があった場合は、出展タイプの変更、または、出展を中止することを受諾します。

本社所在地

社名

代表者名

印

法人の場合は代表印  
個人事業主の場合は実印

※ 誓約書は、申込書一式とともに原本を郵送してください。

■ 審査開始日 / 2010 年 10 月 8 日 (金) ■ 申込締切日 / 2010 年 10 月 29 日 (金)

フロアマップ、インデックスなど印刷物に使用する表記となります。

「株式会社織研新聞社」と記入した場合、インデックスには「(株)織研新聞社」、

フロアマップには「織研新聞社」と表記されます。掲載は無料です。

また、以下見本のような写真付きの小間広告は有料です。

広告掲載をご希望の方は 03-3639-8030 もしくは [iff-11@senken.co.jp](mailto:iff-11@senken.co.jp) までお問合せください。

フロアマップのインデックスなどに使用する表記となります。会社名、ブランド名などをご記入ください。

出展者名	フリガナ

インデックス掲載例

出展者一覧 国内

セ (株) 織研新聞社	JFW-12	セ (株) 織研新聞社	SENKEN
SENKEN SHIMBUN CO., LTD.	G-421	センケン	センケン
センケンシンブンシャ	G-200	せんけん	SENKEN
	I-703	(株) 織研新聞社	H-006
せんけんしんぶんしゃ	CVA-11	SENKEN SHIMBUN CO., LTD.	G-421
(株) 織研新聞社			
SENKEN SHIMBUN CO., LTD.			

フロアマップ掲載例



JFW-IFF CVH-46

JFW INTERNATIONAL FASHION FAIR  
ジェイエフダブリューインターナショナルファッションフェア

国内最大規模のファッショントレードショーとして  
「クリエイションとビジネスの交流の場」をご提供。

入場無料 (業界関係者のみ)

<http://www.senken-ex.com/iff/>

織研新聞社

TEL 03-3639-8030



有料広告見本

会社名	フリガナ
記入者名	フリガナ
連絡先	住所
	tel.